

第6回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年12月18日(金) 午後1時30分から午後2時20分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人
会長 15番 中井 悟
会長職務代理 7番 西元 道啓
委員 1番 黒川 利光 2番 近藤 一祝
3番 高山 重人 5番 岩間 勇市
6番 宮武 正人 8番 吉田 靖志
9番 石井 妙司 10番 金子辰四郎
11番 安田 伸二 12番 坂野 幸夫
13番 坂井 明治 14番 杉本 峯一
16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 諸報告について
 - 第4 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 第5 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第6 農地法第6条第1項の規定による報告について
 - 第7 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第8 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積の見直しについて
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 木村 恭史
農地係長 福岡 直樹

7 会議の概要

議長

ただいまの出席委員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これから第6回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程にしたがって進めて参ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

それでは、10番 金子委員と11番 安田委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第5回の総会以降の諸般について、報告いたします。

12月11日、蘭越町育苗施設運営委員会へ出席しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

NO1について、上程します。

事務局から、説明願います。

事務局
(木村局長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。令和2年12月18日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇

番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は令和元年12月6日から令和4年12月5日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年12月9日、土地引渡の日は令和2年12月18日です。解約の理由は、耕作できないため、解約するものです。

議 長 NO1について、担当委員から、補足説明を願います。

6番
(宮武委員) 番号1番について、内容は事務局説明のとおりです。場所については、〇〇宅の横と下にある農地となります。後ほど、議案第4号1番にも出てきます。よろしく願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員 質疑なし

議 長 NO1について、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。
議案第1号については、原案のとおり受理することとします。

日程第5、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1からNO3について、一括上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(木村局長) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和2年12月18日提出。蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が水張面積価格〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和3年12月17日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号2番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和5年12月17日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号3、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和3年12月17日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1について、担当委員の補足説明を願います。

2番 (近藤委員)

番号1番について、内容は事務局説明のとおりです。体〇〇〇が借りていた農地です。場所については、〇〇〇の周辺となります。よろしくお願いいたします。

13番 (坂井委員)

番号2番について、内容は事務局説明のとおりです。場所については、〇〇〇付近となります。よろしくお願いいたします。

7番
(西元委員)

番号3番について、内容は事務局説明のとおりです。若干金額が低いですが、水の便も悪いためこの価格となっている。場所については、〇〇〇〇となっております。よろしくお願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。
NO1からNO3については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第2号については、原案のとおり決定し、許可することとします。

日程第6、議案第3号 農地法第6条第1項の規定による報告についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局
(木村局長)

農地法第6条1項の規定による報告について、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出のあった事業報告について、各要件の確認を求める。令和2年12月18日提出、蘭越町農業委員長名。

各法人からの報告内容の説明の前に、法人要件について確認をさせていただきます。平成28年4月1日施行により、呼称が農地所有適格法人となりました。法人形態は、株式会社、持分会社または農事組合法人。事業要件は、売上高の過半が農業であること。構成員・議決権要件は、農業関係者で常時従事者等の議決権が、総議決権の1/2超、農業関係者以外の構成員で保有できる議決権は、総議決権の1/2未満となっております。役員要件は、役員の過半が農業の常時従事者であり、年間150日以上。役員または重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事、年間60日以上となっております。

番号1、令和2年11月27日付けで〇〇〇から平成31年1月1日から令和元年12月31日事業年度の農地所有適格法人報告書、また、番号2、令和2年12月9日付けで〇〇〇から平成

31年4月1日から令和2年3月31日事業年度の農地所有適格法人報告書の提出がありました。

内容については、記載のとおりとなっております。事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただ今事務局から説明があり、各項目の要件について確認をしたとのことですが、報告内容について、質疑ありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 質疑なしと認めます。
今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 それでは、議案第6号については、原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備して頂くこととします。

日程第7、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1からNO4について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(木村局長) 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。令和2年12月18日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和3年5月1日、対価の支払期限は令和3年4月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、〇〇〇が規模拡大するため農地を譲渡するものです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇の要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年12月23日から令和7年12月22日までの5年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、引き続き農地を借受けし、農業経営の安定化を図るものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇の要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年12月23日から令和12年12月22日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が水張面積価格で〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年12月23日から令和12年12月22日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が水張面積価格で〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。

番号3番と4番については、農地中間管理事業に係る賃貸借です。すべての農地を10年以上貸し付けることで、貸し手の〇〇さんに経営転換協力金50万円が交付されます。

議 長

NO1からNO4について、順次、担当委員から補足説明を願います。

6番
(宮武委員)

番号1番について、内容は事務局説明のとおりです。場所については、議案第1号1番と同じ場所です。よろしくお願いいたします。

16番
(伊藤委員)

番号2番について、内容は事務局説明のとおりです。場所については、〇〇付近となっております。よろしくお願いいたします。

10番
(金子委員)

番号3番について、内容は事務局説明のとおりです。場所については、〇〇の横となっております。よろしくお願いいたします。

16番
(伊藤委員)

番号3番について、内容は事務局説明のとおりです。〇〇場所については、〇〇の周辺となっております。

10番
(金子委員)

同じく番号3番、〇〇場所については、〇〇のあたりとなっております。よろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
NO1からNO4については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO1からNO4については、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。暫時休憩します。
(〇〇委員退席)

再開します。

NO5について、事務局から説明願います。

事務局
(木村局長)

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和3年2月1日、対価の支払期限は令和3年1月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、水張面積価格〇〇〇円です。譲渡理由は、耕作できないため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇の要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

議長

NO5について、順次、担当委員から補足説明を願います。

11番
(安田委員)

番号5番について、内容は事務局説明のとおりです。場所については、〇〇に並行したところにある〇〇農地となります。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。

NO5については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

NO5について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

再開します。

NO6からNO7について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(木村局長)

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年12月23日から令和5年12月22日までの3年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するものです。

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年12月23日から令和5年12月22日までの3年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。

番号6番から7番の調査書は同じ記載内容となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇の要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議長

NO6から7について、順次、担当委員から補足説明を願います。

11番
(安田委員)

番号6番について、内容は事務局説明のとおりです。場所については、〇〇になります。

番号7番については、内容は事務局説明のとおりです。場所については、〇〇になります。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。

NO6からNO7については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO6からNO7については、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

日程第8、議案第5号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積の見直しについてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局
(木村局長)

議案第5号 農地法第5条第2項第5号の規定に基づく下限面積の見直しについて、令和2年12月18日提出、蘭越町農業委員会会長名。

農地の売買・贈与・貸借等に係る農地法第3条に基づく農業委員会の許可については、農地法第5条第2項第5号により下限面積が定められております。下限面積とは、経営規模があまりにも小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、農地の譲受人がその権利取得後において、耕作の事業に供すべき農地等の面積の合計が北海道では2ha以上、都府県では50aに達しない場合は、許可できないことになっています。

ただし、この下限面積については、平成21年度施行改正農地法により、地域の平均的な経営規模が小さく地域の実情に合わない場合や、特に新規就農を促進しなければ農地の保全・有効利用が図られないと判断される場合は、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができるようになりました。

本町では、議案に記載のとおり下限面積は平成21年の農地法の一部改正に伴い、園芸作物での新規農業参入等を考慮し、2haから50aに改めております。

また、お手元にお配りさせていただいております、本町の「農業経営基盤強化促進基本構想」10ページに記載がありますが、新規農業参入（園芸作物）の指標を50aと示しております。

なお、50aに設定後、特に農業者等からのご意見を頂くことも無く、新規就農に関しても概ね支障となっておりませんので、引き続き、50aでのご提案をさせていただきます。

なお、下限面積の見直しに関しましては、農林水産省の通知により、毎年度見直しを行うこととされておりますので申し添えます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長

ただ今、事務局から説明いたしましたが、今までどおり、下限面積を50aとの提案でしたが、何かご意見ご質問はございませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。

本案については、今までどおり、下限面積を50aと決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第5号については、下限面積を50aと決定いたします。その他の報告を事務局からお願いします。

事務局
(木村局長)

1つ目、次回総会日程について、1月29日金曜日、13時30分予定とします。また、例年行っております新年会について、忘年会に引き続き、誠に恐縮ですがコロナ感染症対策として、中止とさせていただくことをご理解願います。

2つ目、〇〇〇について、〇〇〇は、次回第7回総会において報告させていただきます。

3つ目、生産目安について、12月15日、北海道再生協議会から町村別令和3年産の目安が示されました。蘭越町の主食用は、前年比40ha増となっております。割り当てが増えるということはとても嬉しいことです。

4つ目、先月から行っている振興・農政専門委員会を本日の総会終了後、引き続き、本会場で開催しますので、委員の方はそのまま会場にお残りください。

以上で報告を終わります。

議 長

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第6回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時20分終了

以上のおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長

㊟

署名委員

㊟

署名委員

㊟